

鳥類の保護に就て

和田 干 藏

一月號の掲載に續く

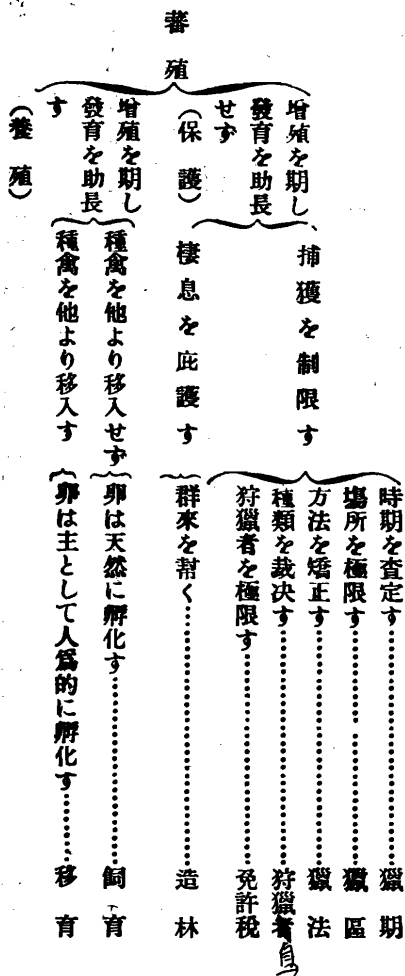
大正八年四月九日(法律第四十四號、第四十一議會通過)を以て史蹟名勝天然記念物保存法發布以來該法と狩獵法と相俟つて各種鳥類の保護を完全に行ひ得るに至れり、今天然記念物保存法律によりて天然記念物として指定せられたる鳥類の名稱及び指定地を示せば次の如し

- 一、鹿兒嶋縣出水郡阿久根村及野田村の鶴の渡來地
 - 二、山口縣熊毛郡八代村の鶴の渡來地
 - 三、兵庫縣出石郡室壇村鶴山の鶴の營業地
 - 四、鹿兒嶋縣大嶋の瑠璃櫃鳥
 - 五、島根縣笹川郡經島の鷗蕃殖地
 - 六、青森縣東津輕郡小湊村の鵠渡來地
 - 七、青森縣三戸郡紋村蘇嶋の鷗蕃殖地
 - 八、~~青森縣三戸郡~~ 京都府が佐郡 蘇嶋の鷗蕃殖地
 - 九、長崎縣上縣郡ギヌキ榎息地
 - 十、佐賀縣佐賀市佐賀郡三春基郡神崎郡小城市神島郡藤原郡の鶴榎息地
 - 十一、他留鳥及び家畜鳥の長尾組の
- 以上は最近迄指定せられたるものなれども今後の調査に進捗を來し時は斯種の鳥類續々指定保護せらるゝに至るべし、今青森縣に於ける前記指定物に就き其の區域及び名稱を更に表示せむとす

青森縣下天然記念物(大正十一年三月八日內務省告示第四十九號)

名 稱	郡 名	村 名	指 定 區 域
一、蕪嶋ウミネコ蕃殖地 二、小湊ハクチウ渡來地	三 戸 郡 東 津 輕 郡	蛟 岐 淺 所	蕪嶋全嶋及其周圍朔望滿潮線より六十間以内の海面。 野内村、西平内村、中平内村、東平内村、久栗坂より 上北郡野邊地町に通する國道以北海岸に至る地域及其 海岸朔望滿潮線より六百間以内の海面。

以上は何れも消極的方法なれども尙有益鳥類の増殖を企せむとするには積極的方法即ち蕃殖の方法をも講ぜざるべからず、而して此の二方法は結構共に鳥類の改良増殖を目的とするを以て之を總稱して蕃殖と稱するを至當なりとす、蕃殖の方法としては之を詳細に研究すれば所謂蕃殖にも鳥類の習性によりて其の方法にも差等あり、又保護にも實施上其の手段に區別あるを免れざるが故に予は蕃殖を便宜上次の如く區分せむとす。



鳥類の繁殖は元山野湖海に棲息する鳥類中最も有用なる種類を選択し之に適當なる餌料を給與して飼養し其の供給を豊盈するに創り、後各地交種の便開くると共に有望なる種類は之を國外より輸入飼育し遂に順化増殖せしむるに至りしものなり、此の事業たるや歐米諸國に於ては稍々以前より實現せられ最近に至りては其の効果益々盛となる傾向を有せり、直接人為的に飼育せしめ得る鳥類は概ね獵鳥にして食蟲性小禽の如きは習性全く前者に反するが故に其の繁殖を間接に人為を以て補助するに過ぎず、而して人工繁殖に適する種類は體質強健にしてよく其の風土に順應し食欲熾烈にして餌料の好悪なく隨て其の生長は強壯にして且生殖力の旺盛なるものを理想とす、此の點より案するにキジは稍々之を實現するに近し、されば歐米諸國に無難なりしキジは英國に於ては數百年前亞細亞より移入して蕃殖せしめたるを以て十七世紀の頃には既に獵區中に豊富となりて狩獵家の好獲物の一と仰がれたりと云ふ、又米國にてはそれより比較的近年に至りて移入したれども十八世紀の末葉オレゴン洲にては既に狩獵を許可して差支なき程度に増殖し許可當日の獲物のみにて五萬羽以上に達せりと云ふ、尙各地に於て之が蕃殖を盛に試み居ることはサフオーク洲の一蕃殖場にて一年間に蕃殖用卵の賣却數實に十三萬四千顆に達せるを見て其の熱心なる狀況を知り得べし、是等は皆家禽同様の方法を以てするものなるが故に其の數も激増し狩獵せる數以上増加するを以て初めて永久的に狩獵の快樂を持續し得るに至るべし、獵鳥の人工蕃殖はキジ以外にはエゾヤマドリ類、シヤコ類、ヤマシチメンテウ類、ハト類、チドリ類、雁鴨類等にも應用し得るが故に將來益々有望なる事業なりとす。

我國にては一二小規模のもののみ試みられたるに過ぎざりしが新狩獵法の實施と共に東京府下多摩郡連光寺山(多摩川畔)に農商務省新設の鳥獸實驗場は實に以上の趣旨に基きて設置せるものなるが故に濫獲の結果狩獵鳥獸の派滅を防止するため、キジ、ウヅラ、カモ、ハト及び其の他の鳥類の保護蕃殖を計り、其の習性を研究すると共に之が人工孵化を試み尙支那其の他の外國産鳥類を移入して雜種を作る等を其の主なる目的となせり、追ては之れを町村設定の獵區に及ぼして

之に其の繁殖せる鳥類を賣渡さむとするものなり。

食虫性小禽類の人工蕃殖は只人工的に保護干渉を加ふるに過ぎずして我國東北地方に於て家屋に營巢するツバメに對し、無障安全なる場所に巢臺として板片(板の厚薄及粗滑に注意を要す)又は馬階等を附設して之に築巢産卵せしむるも此の一例なり、此の施設によりて増殖するツバメの數も夥しく参考のため青森縣内務部長より本年五月二十八日附にて各郡市長宛、本年中に於ける營巢蕃殖狀況を小學校兒童の手によりて調査する様の通牒したるに、各調査中南津輕郡内の營巢數約三千三百四十七個蕃殖せる雛數約一万九千三百十八羽との概數を得たり、該數は從來に比し逐年減少の傾向ありと雖も家屋の構造其他の原因もあるべくさりとて此の施設を怠るときは蕃殖率も頓に減じ行くこととなるべし、又近時は巢箱給與による保護方も各地に實施せられ地方によりては實に見るべき成績を示しつゝある所もあり、青森縣に於ても東津輕小湊村附近(雷雷神社の附近)の雜木林に本年より二百個以上の巢箱を給與したるを以て年々遂々と共に之を利用して營巢する鳥も多かるべく信ずる所なり、巢箱給與による保護方實施の際先づ注意すべきは巢箱を設くる樹の位置高さは勿論附近林地の乾濕狀況(濕地は不適)及び巢箱の材料竝に構造等にも意を拂ひ苟しくも彼等の自然に背かざる様に努めざるべからず。

又直接巢箱を給與せざるとも小禽類の構巢を補助する手段を講じても好結果得ること往々あり、予は此の機會に屢々遭遇せるを以て其の一端を述べ参考に供せむとす、即ち水邊に築巢するカハセミの如きは岸邊に穿孔して産卵するもの多きが故に此の習性を利用し、常に來りて憩ふ附近の岩壁に棒杭を以て約一尺位の空を穿ち置くときは之を見附けて之を彼等の理想通に修築し極めて早く産卵せしめたる實驗せしことあり、又クロツグミの如きは築巢の場所を探知するや直ちに其の附近に地衣蘚苔其の他の材料を置くときは之を利用して極めて早く築巢を落成すべく、同時に孵化するに及びては小箱の如き或容器にミミズ、クラ等の虫類食餌を容れ置く時は又他に出動することなく其の餌を以て雛に給與す

るもの多く頗る可憐なるものなり、尙人家附近に營巢するドバト、ムクドリ等に對しては夫々適當なる場所に適當なる巢箱を造りて懸け置くときは又よく之を利用して産卵育雛するもの多し、原野に營巢する種類に對しては春季行ふ原野の火入(野火)は勿論草刈其の他の作業に至る迄注意し、田畑に築巢するものに對しては除草、中耕其他の肥培管理及び收穫の際には巢を毀損せざる様注意すべく、牧場内に營巢するものに對しては巢を發見するや即ち之に圍ひ的に樹枝又は杭等を樹し家畜の踏壓を防ぎ一方に於ては有害動物の侵害をも防止する等何れも集約的な注意を以てすれば必ずや是等の保護増殖を實現せしめ得るものなりと信ず、此の歴史に考を轉ずれば識者は如何に其の方法手段を講ずるも之を破壊するものも決して尠からざるべく、此の加害者は主に小學校の兒童にして假令巢卵を探るの天性ありと雖も之を教師が宜しく指導する時は徒らに破壊することなかるべく信ずるが故に、小學教育に従事する教員諸君の助力により大に開拓せらるることは疑ふ處にあらず、之と同時に軍隊の演習の際には之彼等に對して重大なる故障なるを以て此際巢卵を發見するも兵卒に取りしめざる様指揮官より訓示するときは一層有効なることと信ず、以上は予の單なる私見に過ぎざるも此が組織的の施設を最初に試みたるは實に獨逸國なりとす、即ち同國男爵ベルレブシユ氏の偉業にして其の範は世界各國に普及するに至れり氏はツルギア、パツハ地方なる自己所有地内に種々なる方法を試みて遂に成功し多數の鳥類を蕃殖せしめ得たるものにして、邸第附近なる十三エーカー(一エーカーは我四段二十四歩)の邸園内に年々育雛する鳴禽類三十六種五百六十餘番、邸園に續く植林地四百エーカー内には二千箇の巢箱を設置し其の九割は森林有益鳥類の蕃殖に利用せらるる等絶好の成績を得たりと云ふ、されば一千九百四年(明治二十七年)此の地附近の森林に害虫入發生して慘害を被りたる際には其の難を免れ、其の他附近果樹園の被害ありし時も亦此の災を脱し得たるが故に最近に至りては近村農場にても皆之を範として巢箱を設置して鳥類の保護増を謀るに至れりと云ふ。

現今歐米各國に行はるる施設は皆ベルレブシユ男爵の方式を經として之に種々なる工夫を緯として組織せるものにして

、之が要項を擧ぐれば先づ營巢に關する補助として巢箱の給與と同時に營巢材料をも給與す、尙其の附近に於ける外圍の狀況を良好ならしむる必要上種々の植物を植え又庇護を造り、一方に於ては飲水を供給すると同時に有害動物を驅除し又人爲的に餌食を給與する等頗る科學的なる方法なり。

鳥類を合理的に保護増殖せしむるには上述の事項に止らず尙國民間にも鳥類愛護に關する觀念を普及せしむることも實に肝要なり、而して殺生は絶対に禁止すべきものにあらずして有益に而も合理的にするは何等差支なきことなり、されば行政的に保護を謀ると共に民間に於ても協同若しくは個人の事業として政府と共力し以て之が實行を謀ること肝要なり、之が目的に向ては西洋諸國にて諸種の鳥類保護に關する協會を組織して夫々の大活動をなしつゝあり、就中其の有名なるものは英國に於ける王立鳥類保護協會及び愛蘭鳥類保護協會、米國の中央オーヂュボン協會、獨逸の中央鳥類保護協會等にして最も其の基礎強固而も活動的なるものとす、其の他地方的なる鳥類保護協會頗る多くオーヂュボン協會の如きは殆んど合衆國各洲に其の設立を見ざることなき状態を呈せり、又同國農務省内に於ける鳥獸調查局の學者と小學校の當事者とが連合して鳥類に關する智識を普及するために鳥類記念日なるものを年中適當の時期に定め當日丈は全く鳥のために費し兒童をして同情友愛の精神を以て鳥類に親しむことを勧め且つ之をよく保護増殖せしむるの必要を語ることを重要行事の一となせり、元來鳥類の保護増殖の實績を挙げむには行政的に有効なる狩獵法律を布告すると共に鳥類愛護の觀念を養成せしむるにありとす、而して狩獵法律の如きは兎角形式に流れ易きものにして之を勵行して完全なる結果を收むることは稍困難なり、殊に監視の困難なる郊外、森林、原野等にて行はるゝ犯罪なるを以て單に法文を楯に取り稀に巡視し得る巡查其の他に信賴するのみにては決して満足すべきものあらず、されば全國民間を通じて鳥に對する態度觀念を改めて鳥類愛護の思想を涵養するは極めて必要なることにして、若し此の事項欲之せむか如何なる狩獵法律を布告するも益する所大ならざるの感あり、夫故に必ず此の自然界に於ける鳥類の價値を認め之を愛護するの良

風習を學校なる機關を通じて兒童に教へ、兒童の腦裡に深き印象を刻ましめ置くことは最も至當と認むる方法の一なるべし、而して米國に於ける鳥の記念日に於ては其の地方々々の鳥に關する事項を兒童に教へ又兒童自身にも田野山林等に行かしめ、鳥の舉動、習性に注意するの習慣の養成を督勵し法律にて鳥類を保護するは如何なる理由なるかを十分に會得せしめ鳥類愛護の趣味傾向を幼年の頃より養成するものなり、茲に於て兒童に實際鳥の研究をなさしむるには勿論年級によりて多少の相異あれども、要點は鳥と人生との關係を論じて如何なる鳥は人類に對して如何なる利又は害を及ぼすかの事を示し、其の有害なるものは如何にして之を避け有益なるものは如何にして之を保護すべきか等のことより教ふるを可とす、又鳥類觀察は一年間を通して實行せしめ渡りの時期、蕃殖狀況等も一々記入せしめ一方に於ては蕃殖の助長を圖るために巢箱を與へ或は其の附近適當なる場所に池を設けて給水する等の設備をなす、學校には其の地方一般の地圖を作り之に樹種の存在を明かにし如何なる樹種には如何なる鳥類營巢するや等のことをも記入し、以て年々の増加率を比較し而して年一回舉行する鳥の記念日には一ヶ年の行事を總括して人々に報告し標本類、繪畫類等を陳列し相互の趣味と實益とを謀るものなり、如此施設の下に幼少の時代より鳥類愛護思想を涵養するが故に他日如何なる職業に従事するも決して無益なる殺生をば爲さざるに至るべし。

我國に於ては狩獵法律も完全なるもの布告せられ之が實施と共に狩獵取締員を各府縣等に置き之が監督をなしつつあり、一方民間に於ては各地に多數の狩獵に關する會ありて鳥類捕獲の方法のみを研究し多獲獎勵の會合なりと謂ひ得べし、而して之に反する鳥類保護に關する研究の協會は未だに設立を見ざれども明治の末年より日本鳥學會（東京帝國大學理學部動物學教室內）設立せられ該事業を行はむとの計畫はあれども未だ保護實施の機運には向はざるを遺憾とす、されば理想として歐米諸國に慣ひ幼少時代より鳥類愛護に關する知識を普及し以て濫獲の弊に陥らしめざる様努力せざるべからず。（完）